

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称) 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

記

第 1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：後楽二丁目南地区市街地再開発準備組合
代表者：金沢 致吉
所在地：東京都文京区後楽二丁目 3 番 10 号
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称) 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業
種 類：高層建築物の設置
- 3 対象事業の所在地
東京都文京区後楽二丁目 1 番～3 番

第2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。なお、事業の実施に当たっては、関係住民や自治体に対し周知・説明を十分に行うこと。

【騒音・振動】

工事の施行にあたっては、計画地周辺に盲学校等の配慮すべき施設が存在していることから、安全確保はもとより、周辺に配慮した環境保全のための措置を検討するとともに、騒音・振動の低減に努めること。

【水循環】

雨水流出抑制対策として雨水貯留槽を設置することとしているが、計画地は神田川の外水氾濫区域内に位置しており、過去に氾濫履歴もあることから、透水性舗装等の雨水浸透施設を設置するなど、より一層の環境保全のための措置に努めること。

【風環境】

- 1 風環境の予測結果では、敷地内及びその周辺において、現況より風環境が悪化する地点がみられることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。
- 2 防風植栽については、主に計画地北側にまとまって配置する計画となっているが、樹木の生育には適切な樹木間隔や日照の確保が必要であることから、防風植栽の機能が十分に発揮されるよう、適切な生育環境の確保に努めること。

【景観】

回遊式庭園である小石川後樂園といった、代表的な眺望地点からの眺望の変化及び圧迫感の変化の程度に関する環境保全のための措置については、具体的な取り組みやその効果が示されていないことから、その内容について図示するなどにより、具体的にわかりやすく記載すること。